

ID: 3002

担当部署: 産業観光課

処分の概要	許可証(第9条第1項の許可に係るものに限る。)の交付(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第9条第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第7項の規定による。</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日